

## はじめに

霞ヶ浦は茨城県南東部の平地に位置する湖面積約 220km<sup>2</sup> の湖である。

湖岸には、妙岐の鼻に代表されるヨシ等の抽水植物を主体とする植生が多く分布し、多様な生物の生息・生育環境となっているなど貴重な空間として残されている。しかしながら、霞ヶ浦の湖岸全体をみると、昭和 47 年から平成 14 年までの 30 年間で、浮葉および抽水植物の植生面積は半減し、沈水植物にいたっては、ほぼ消滅した状況となっている。

このように、霞ヶ浦の湖岸植生帯が減退していることから、平成 12 年度に湖岸植生の保全・再生を目的として「霞ヶ浦の湖岸植生帯の保全に係る検討会」（以下、「保全検討会」という。）を設置し、湖岸植生帯の減退要因と、その対策案を検討していただいた。

保全検討会での検討結果を受け、湖岸植生帯の保全・再生のために有効と考えられる「波浪の低減対策」と「生育場の整備および植生の再生対策」を想定し、平成 13 年度に西浦・北浦の 11 地区において湖岸植生帯の緊急保全対策工を整備した。

また保全検討会では、事後モニタリング結果に基づく順応的な管理（アダプティブマネジメント）を実施し改善していくことも提案され、平成 14 年度より緊急保全対策工の事後モニタリング調査を開始した。平成 18 年度までに、物理環境、施設状況、生物状況に関する 5 年間のモニタリング結果が蓄積された。

「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会」は、事後モニタリング調査の結果をもとに緊急保全対策工の評価を行うことを目的に、平成 15 年度に設置したものである。以降、検討会委員の皆様には、5 年間 8 回におよぶ熱心なご審議をいただき、今般、得られた知見や評価を中間評価としてここにとりまとめたものである。